

平成28年10月5日

答申第727号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「①平成24年度の連結財務諸表『賃貸等不動産時価等』の注記金額と個別財務諸表（NHK、NHKビジネスクリエイト、NHKメディアテクノロジー）に記載されている『賃貸等不動産時価等』の注記金額との金額の関連が分かる内部文書、②賃貸等不動産に関する賃貸に係る損益が分かる内部文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち①は開示したが、②については、NHKは賃貸用不動産を所有しておらず、子会社等の所有する賃貸不動産の損益に関する文書については作成・保有していないため、いずれも文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年10月5日（第242回審議委員会）

第740号諮問、審議、答申